

2018年度③

# 商 法

(全 2 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 商 法③

I 約束手形の偽造者の民事責任について説明しなさい。(150字以内) (20点)

II 次の問題〔1〕・〔2〕につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を示すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(80点)

〔1〕 Aは、加工食品の製造販売業を営む甲株式会社（以下「甲社」という。）を設立しようと考え、Bに協力を呼びかけた。AとBは、①AとBが発起人となって、甲社を設立すること、②甲社の設立に際しては、Aが150万円、Bが50万円を金銭で出資し、ほかに株主は募集しないこと、③甲社は非公開会社で取締役会を設置しない会社とし、AおよびBが設立時取締役、Aが設立時代表取締役となること、④設立の日を平成29年12月1日とすること、を合意した。

同年10月26日、Aは、将来成立する甲社の宣伝のため、甲社の主催と銘打ったイベントを開催することを企画して、広告代理店乙株式会社（以下「乙社」という。）に対し、そのイベント実施のための作業を依頼し（報酬額100万円）、乙社はこれを引き受けた（以下「本件請負契約」という。）。乙社は、本件請負契約の締結に際し、甲社がすでに存在し、Aがその代表取締役であると信じていた。同年11月23日、乙社は、本件請負契約に従ってイベントを開催し、本件請負契約にかかる全ての作業を完了した。

同年12月1日、甲社は、設立手続を済ませて、設立登記を経た。なお、甲社の原始定款には、会社法28条各号に掲げる事項の記載はない。そして、乙社は、いまだ本件請負契約にかかる作業について報酬の支払を受けていない。

（1）乙社は、甲社に対して本件請負契約にかかる報酬を請求しうるか、（2）乙社は、Aに対して、何らかの責任を追及しうるか、の2点について、論じなさい。(40点)

〔2〕 Y株式会社（以下「Y社」という。）は、高級弁当の製造販売を業としており、その弁当は有名百貨店でも販売されている。Y社は、取締役会設置会社であり、その代表取締役は、創業時からPのみが務めている。また、Y社の発行済株式にはすべて譲渡制限が付されており、Pおよびその親族が全株式を保有している。

Y社の取締役であり、製造部長を務めるQは、弁当製造工場の責任者Rに対し、消費期限が切れて回収した弁当を廃棄せず、その食材の一部を再利用するように指示していた（以下「本件再利用」という。）。

平成29年4月、本件再利用の噂を聞きつけたPが、Qから事情を聞いたところ、Qは、Rに本件再利用を指示していることを認めた上で、「衛生面に万全を期し、新鮮な食材のみを再利用している。また、再利用のおかげで費用はかなり節約できている。」などとPに説明した。これに対し、Pは、「衛生面には十分に気を付けるように。」と述べただけであった。

同年8月、Y社が製造した弁当を食べた人々におう吐、腹痛といった症状が現れたため、Y社の弁当製造工場は、直ちに保健所の調査を受けた。その結果、上記症状の原因は、本件再利用による食材に由来する食中毒（以下「本件食中毒」という。）であったことが明らかとなり、Y社の弁当製造工場は、食品衛生法違反により10日間の操業停止処分を受けた。Y社は、処分解除後も弁当の製造販売を継続していたが、売上げは減少の一途をたどった。また、本件食中毒の被害者を自称して損害賠償を請求する者の数が予想を遙かに上回ったため、Y社の全資産によっても損害の全額を賠償することができず、取引先への弁済もできないことが明らかとなった。そこで、Y社は、平成30年1月、破産手続開始の申立てを行った。

Y社から弁当の仕入れを受けていた百貨店を経営するX株式会社（以下「X社」という。）は、Y社の破産手続開始申立時点においても、本件食中毒によって被った損害1000万円相当の賠償を受けられていない。

- (1) X社は、PおよびQに対して会社法上の損害賠償を請求しうるか。また、
- (2) その請求は認容されるかどうか、の2点について、論じなさい。(40点)

以上